

川崎市レベル4モビリティ・地域コミッティ設置要綱

(目的)

第1条 川崎市レベル4モビリティ・地域コミッティ（以下「地域コミッティ」という。）は、地方公共団体、関係行政機関、事業者等による綿密な連携体制の下、一定の条件下において、運転者を必要としない無人走行を可能とするレベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた課題等について協議を行う場として設置し、地域の受容性醸成を図りつつ関係許認可手続等の透明性・公平性を確保することで、地域のレベル4自動運転移動サービスの実現を加速することを目的とする。

(情報共有・協議事項)

第2条 地域コミッティは、次に掲げるものを情報共有・協議事項とする。

- (1) 地域公共交通サービスとしてのレベル4自動運転移動サービスの将来構想
- (2) レベル4自動運転移動サービスの実現に向けた実証及び社会実装の進捗状況
- (3) レベル4自動運転移動サービスの実現に向けた課題及び対策
- (4) その他、レベル4自動運転移動サービスの実現に必要な事項

(地域コミッティの構成員)

第3条 地域コミッティは、別表に掲げる者を構成員とする。

(運営体制)

第4条 地域コミッティの代表は、川崎市まちづくり局交通政策室長とし、地域コミッティの会議等を総括する。

- 2 会議等資料準備、議事録作成、結果報告等地域コミッティ運営の事務は、川崎市まちづくり局交通政策室が事務局として処理する。

(実施事項)

第5条 地域コミッティは、自動運転移動サービス実現のための情報共有や協議の促進を図るため、半期に1回を目処に実施する。

- 2 会議等の議題が情報共有のみであり協議事項がない場合や、当初計画に対し重要な変更を伴わない事項である場合は、書面決議等を可とする。
- 3 会議等の結果報告を取りまとめ、関東運輸局長又はその指名する者に提出する。

(関係者の出席)

第6条 地域コミッティにおいて、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、そ

の意見を聴くことができる。

(地域公共交通計画等との調和)

第7条 地域コミッティの協議は、川崎市地域公共交通計画の内容と調和が図られるよう配慮するものとする。

2 レベル4自動運転移動サービスが、持続的な地域公共交通サービスとして運行する場合は、その旨を川崎市地域公共交通計画に定めることとする。

(地域コミッティの解散)

第8条 地域においてレベル4自動運転移動サービスが実装され、持続的な地域公共交通サービスとして地域に定着するなどにより、構成員等が地域コミッティの実施を不要と判断する場合は、構成員の過半数以上の合意を経て地域コミッティを解散することとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域コミッティの運営に関して必要な事項は、代表が会議等に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月8日から施行する。

別表（第3条関係）

	所属・事業者等
代表	川崎市まちづくり局交通政策室長
関係行政機関	<p>総務省関東総合通信局情報通信振興課長</p> <p>経済産業省関東経済産業局産業部製造産業課航空宇宙・自動車産業室長</p> <p>国土交通省関東運輸局自動車技術安全部技術課長</p> <p>国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所調査課長</p> <p>国土交通省関東地方整備局東京国道事務所計画課長</p> <p>国土交通省東京航空局東京空港事務所総務部空港振興課長</p> <p>神奈川県警察本部交通部交通総務課長</p> <p>神奈川県警察本部交通部交通規制課長</p> <p>神奈川県警察本部交通部駐車対策課長</p> <p>自動運転（実証実験を含む）を行おうとする場所を管轄する川崎市内の警察署長</p> <p>警視庁交通部交通総務課課長代理（モビリティ戦略担当）</p> <p>警視庁交通部交通管制課課長代理（管制システム担当）</p> <p>警視庁東京空港警察署交通課長</p> <p>大田区まちづくり推進部公共交通・臨海部担当課長</p> <p>神奈川県県土整備局都市部特定交通政策担当課長</p> <p>川崎市建設緑政局企画課長</p>
自動運転による移動サービスの運行主体または自動運転の実現に係る事業者・団体	<p>川崎鶴見臨港バス株式会社</p> <p>A-Drive株式会社</p> <p>アイサンテクノロジー株式会社</p> <p>株式会社ティアフォー</p> <p>株式会社京三製作所</p> <p>損害保険ジャパン株式会社</p> <p>いすゞ自動車株式会社</p>